

○総務省告示第四十三号

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第六十三号の規定を実施するため、昭和二十八年郵政省告示第七百六十三号（委託による無線局の周波数の測定に関する手続、測定方法及び手数料等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十一年二月八日

総務大臣 石田 真敏

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

〔一 略〕

二 委託測定に依頼を行おうとする免許人等は、文書（別表様式）又は口頭により、便宜の総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。以下同じ。）へ申し出るものとする。ただし、口頭による場合は、申出後直ちに文書を提出するものとする。

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

三 電波の伝搬特性その他の事情により、委託測定を依頼された周波数を測定することがあらかじめ不可能であると認められるときは、総合通信局は、前項の申出を受理せず、その旨を免許人等に通知する。

四 委託測定は、依頼された総合通信局が周波数の測定上適当と認める総合通信局又は免許人等が希望する総合通信局の所在地において行う。

〔削る〕

〔一 同上〕

二 委託測定に依頼を行おうとする免許人等は、文書（別表第一号様式）、電報（別表第二号様式）又は口頭により、便宜の総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。以下第六項、第七項及び第十一項において同じ。）へ申し出るものとする。ただし、口頭による場合は、申出後直ちに文書を提出するものとする。

三 免許人等は、前項による申出に代えて、総務大臣の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該免許人等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して申出を行うことができる。

四 前項の規定により申出を行う免許人等は、総務大臣の指定する電子計算機に備えられたファイルから入手可能な様式に記録すべき事項（別表第一号様式又は別表第二号様式に記載すべきこととされている事項をいう。）を当該免許人等の使用に係る電子計算機から入力して、申出を行わなければならない。

五 第三項の規定により申出を行う免許人等は、入力する事項についての情報に電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第二条第一項又は電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第二百二号）第二条第一項に規定する電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する次の電子証明書（総務大臣の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。）と併せてこれを送信しなければならない。

イ 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第三条第一項に規定する電子証明書

ロ 電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第四条第一号に規定する電子証明書をいう。）

ハ 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

六 電波の伝搬特性その他の事情により、委託測定を依頼された周波数を測定することがあらかじめ不可能であると認められるときは、総合通信局は、第二項又は第三項の申出を受理せず、その旨を免許人等に通知する。

〔新設〕

七 委託測定は、次に掲げる総合通信局電波監理部等（信越総合通信局及び北陸総合通信局にあつては、無線通信部とする。以下同じ。）のうち依頼された総合通信局が周波数の測定上適当と認める総合通信局電波監理部等又は免許人等が希望する総合通信局電波監理部等において行う。

総合通信局電波監理部等名 測定地

五 委託測定は、通常の測定方法による。なお、免許人等からその他必要な調査事項として、高調波、低調波、寄生発射、周波数帯幅又は電界強度について測定を要求する場合は、できる限りこれに応ずるものとする。

六 〔略〕

七 委託測定の手数料は、一件について一、〇五〇円とする。

八 〔略〕

九 委託測定の手数料は、測定手数料納付通知書を受領した日から十日以内に測定手数料納付書に当該金額に相当する収入印紙を貼つて、委託測定を依頼した総合通信局に納付するものとする。

〔削る〕

別表様式

委託測定申込書

年 月 日

(何) 総合通信局長 (又は沖縄総合通信事務所長) 殿

左記により、周波数の測定を依頼します。

記

一 免許人等の住所並びに氏名又は名称及び代表者氏名 (注)

二 無線局の種類、識別信号及び設置場所 (移動する無線局にあつては、電波の発射予定場所

北海道総合通信局電波監理部 札幌市北区
 東北総合通信局電波監理部 仙台市青葉区
 関東総合通信局電波監理部 東京都千代田区九段南
 信越総合通信局無線通信部 三浦市初声町
 北陸総合通信局無線通信部 長野市旭町
 東海総合通信局電波監理部 金沢市広坂
 近畿総合通信局電波監理部 名古屋市中区
 中国総合通信局電波監理部 大阪市中央区
 四国総合通信局電波監理部 広島市中区
 九州総合通信局電波監理部 松山市宮田町
 沖縄総合通信事務所 熊本市西区春日
 那覇市旭町

(注) 関東総合通信局にあつては、二一六・一MHzを超える周波数の電波については電波監理部 (東京都千代田区九段南)、二一六・一MHz以下の周波数の電波については電波監理部 (三浦市初声町) において行う。

八 委託測定は、通常の測定方法による。但し、免許人等から測定値その他について特に要求のある場合は、できる限りこれに応ずるものとする。

九 〔同上〕

十 〔同上〕

十一 委託測定の手数料は、一件について一、〇五〇円 (第三項の規定により申出を行う場合にあつては、九百二十円) とする。

〔3 同上〕

十二 委託測定の手数料は、測定手数料納付通知書を受領した日から十日以内に測定手数料納付書に当該金額に相当する収入印紙を貼つて、委託測定を依頼した総合通信局に納付するものとする。

十三 前号の規定にかかわらず、第三項の規定により申出を行つた場合には、当該申出を行うことにより得られた納付情報により手数料を納付しなければならない。

別表

第一号様式

委託測定申込書

年 月 日

(何) 免許人等の氏名 (又は名称)

記

(何) 総合通信局長 (又は沖縄総合通信事務所長) 殿

左記により、周波数の測定を依頼します。

- 三 委託測定を行う電波の型式及び周波数
 - 四 空中線電力
 - 五 委託測定を行う日時
 - 六 委託測定に係る免許人等の連絡先（担当者の所属、氏名、電話番号及び電子メールアドレス）
 - 七 その他必要な調査事項等
- (注) 氏名又は名称及び代表者氏名にはフリガナを付すこと。また、氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。ただし、申込者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。なお、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）に基づく法人番号の指定を受けている法人等にあつては、当該法人番号を併記すること。

〔削る〕

- 一 無線局の種類及び設置場所
- 二 委託測定を行う電波の呼出符号（又は呼出名称）、電波の型式及び周波数
- 三 空中線電力
- 四 委託測定を行う日時
- 五 委託測定の結果の通知先
- 六 その他委託測定上必要と認める事項

第二号様式

下記により無線局の周波数の測定を依頼します。
 無線局の種類（何）、呼出符号又は呼出名称（何）、周波数（何kHz）又は（何MHz）、空中線電力（何W又は何kW）、測定を行う日時（何日何時何分から何時何分まで）その他必要事項（何）
 〔 免許人等の氏名又は名称（何）

(注) 本様式に使用する電報の略号は、次のとおりとする。

原	文	略号
下記により無線局の周波数の測定を依頼します。		イタク
その他必要な調査事項		トワ
高調波		二
低調波		三
寄生発射		四
周波数帯幅		五
電界強度		六

(例) 原文
 下記により無線局の周波数の測定を依頼します。
 固定局、JAS、A-1A、七七一五kHz、五KW、一五一一三時〇〇分から一三時一〇分まで、その他高調波、低調波及び寄生発射の調査をお願いします。
 国際電信電話株式会社小山送信所

電文
 イタク コテイ、JAS、A-1A（七七一五kc）（五KW）一五一一三〇〇—一三二〇

<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	<p>、 トワニ、三、四「オヤマ</p>
---	--------------------------